



平成 27 年 5 月 21 日

各 位

会 社 名 英 和 株 式 会 社
 代 表 者 名 代 表 取 締 役 社 長 阿 部 健 治
 (コ ー ド 番 号 9 8 5 7 東 証 第 二 部)
 本 社 所 在 地 大 阪 市 西 区 北 堀 江 4 丁 目 1 番 7 号
 問 合 せ 先 取 締 役 常 務 執 行 役 員 山 栴 理 伸
 管 理 本 部 長
 (電 話 06-6539-4801)

定款一部変更に関するお知らせ

当社は、平成 27 年 5 月 21 日開催の取締役会において、定款の一部変更について平成 27 年 6 月 25 日開催予定の第 68 回定時株主総会に付議することを決定いたしましたので、下記のとおりお知らせいたします。

記

1. 変更の理由

平成 27 年 5 月 1 日施行の「会社法の一部を改正する法律」(平成 26 年法律第 90 号)により、責任限定契約の締結対象者の範囲が変更されたことに伴い、業務執行を行わない取締役及び社外監査役でない監査役についても、その期待される役割を十分に発揮できるよう、現行定款第 30 条及び第 31 条を変更するものであります。なお、現行定款第 30 条の変更を議案として提出することにつきましては、各監査役の同意を得ております。

2. 変更の内容

定款の一部を下記変更案のとおり改めたく存じます。

(下線は変更部分を示します。)

現 行 定 款	変 更 案
(取締役の責任免除) 第30条 (条文省略) ② 当社は、 <u>社外</u> 取締役との間で、会社法第423条第1項の賠償責任について法令に定める要件に該当する場合には、賠償責任を限定する契約を締結することができる。ただし、当該契約に基づく賠償責任の限度額は、金100万円以上であらかじめ定めた額と法令の定める最低責任限度額とのいずれか高い額とする。	(取締役の責任免除) 第30条 (現行どおり) ② 当社は、取締役 <u>(業務執行取締役等であるものを除く。)</u> との間で、会社法第423条第1項の賠償責任について法令に定める要件に該当する場合には、賠償責任を限定する契約を締結することができる。ただし、当該契約に基づく賠償責任の限度額は、金100万円以上であらかじめ定めた額と法令の定める最低責任限度額とのいずれか高い額とする。
(監査役の責任免除) 第31条 (条文省略) ② 当社は、 <u>社外</u> 監査役との間で、会社法第423条第1項の賠償責任について法令に定める要件に該当する場合には、	(監査役の責任免除) 第31条 (現行どおり) ② 当社は、監査役との間で、会社法第423条第1項の賠償責任について法令に定める要件に該当する場合には、賠償

現 行 定 款	変 更 案
賠償責任を限定する契約を締結することができる。ただし、当該契約に基づく賠償責任の限度額は、金100万円以上であらかじめ定めた額と法令の定める最低責任限度額とのいずれか高い額とする。	責任を限定する契約を締結することができる。ただし、当該契約に基づく賠償責任の限度額は、金100万円以上であらかじめ定めた額と法令の定める最低責任限度額とのいずれか高い額とする。

3. 日程

定款変更のための株主総会開催日 平成 27 年 6 月 25 日 (木)

定款変更の効力発生日 平成 27 年 6 月 25 日 (木)

以 上